

議案第 3 号

南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 4 日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

町の厳しい財政状況を鑑み、税務手当及び徴収手当の支給を停止したいことから、条例を改正する必要があるため提案する。

南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

南風原町職員の特殊勤務手当支給条例（昭和41年南風原村条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 6 令和3年4月1日から令和4年3月31日の間、南風原町職員の給与に関する条例（昭和59年南風原町条例第5号）第15条第1項の規定にかかわらず、別表の税務手当及び徴収手当は、支給しないものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
附 則 1 ～ 5 （略） 6 令和3年4月1日から令和4年3月31日の間、南風原町職員の給与に関する条例（昭和59年南風原町条例第5号）第15条第1項の規定にかかわらず、別表の税務手当及び徴収手当は、支給しないものとする。	附 則 1 ～ 5 （略）